

群馬県浄化槽法定検査事務処理要領

（目的）

第1 この要領は、群馬県浄化槽法定検査実施要綱第4で定める検査の実施に関して、群馬県知事指定検査機関（財団法人群馬県環境検査事業団。以下「事業団」という。）が行う事務手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

（検査前の事務処理）

第2 事業団は、検査の実施にあたり事前に次の事務処理を行うものとする。

一 検査対象の選別

7条検査

検査申込書による受検依頼があった浄化槽の他、群馬県浄化槽設置届等電算化要領（以下「電算化要領」という。）に従い入力した浄化槽マスターの内容に基づき、検査の実施時期に達したものを7条検査の対象として実施するものとする。

11条検査（全項目）

群馬県浄化槽指導要綱（以下「指導要綱」という。）で定める検査の実施方針に従い、関係者と協議調整の上、11条検査（全項目）の実施対象を選別し実施するものとする。

効率化11条検査

効率化11条検査実施要綱に基づき検査業務の一部を委託した保守点検業者から報告された浄化槽を効率化11条検査の対象とし実施するものとする。

二 浄化槽管理者への検査実施時期の周知

7条検査

事前に受検希望日等の連絡がある場合を除き、検査時期に達した浄化槽の管理者に対しては、その旨を知らせる案内通知を事業団から送付する。送付する案内通知は、検査料金を添えての受検依頼があった場合、申し込みのない場合及び受検を拒否した管理者に対して再度通知を行う場合等でその内容は異なるものを適宜用いるものとする。なお、通知の内容については、事前に管轄行政機関と協議し決定するものとする。

11条検査（全項目）

浄化槽管理者への検査実施時期の連絡については、保守点検業者による一括契約が行われている場合は保守点検業者が、その他の場合は事業団が案内通知を送付する等の手段で管理者への周知を行うものとする。なお、事業団が送付する通知の内容については、事前に管轄行政機関と協議し決定するものとする。

効率化11条検査

浄化槽管理者への検査実施時期の連絡については、保守点検業者が案内通知の送付その他の手段で管理者へ周知を行うものとする。

三 検査票及び検査結果書の様式

7条検査

7条検査に用いる検査票及び検査結果書は別記様式第1及び第2のとおりとする。

11条検査（全項目）

11条検査（全項目）に用いる検査票及び検査結果書は別記様式第3及び第4のとおりとする。

効率化11条検査

効率化11条検査に用いる検査票及び検査結果書は別記様式第5及び第6のとおりとする。

（検査後の事務処理）

第3

一 浄化槽設置場所における検査済証と検査実施報告書の交付

検査終了後、浄化槽の設置場所の見やすい位置に検査済証（別記様式第7）を貼付するとともに、現場の検査が終了し後日検査結果書が通知される旨を記した検査実施報告書（別記様式第8）を当該浄化槽管理者へ交付するものとする。

二 結果書の管理者への通知

検査結果書は、事業団から浄化槽管理者へ直接通知するものとする。ただし、浄化槽管理者の同意が得られている場合は、浄化槽保守点検業者を経由して通知するものとする。

三 検査結果の管轄行政機関への報告

事業団から管轄行政機関への検査結果等の報告は、群馬県浄化槽設置届等電算化実施要領で定める方法及び頻度で行うものとする。

四 不適正浄化槽の取扱い

7条検査及び11条検査（全項目）

検査結果が「不適正」と判定された場合は、検査結果書に管轄環境森林事務所（センター）長名の改善指導通知書を同封し通知するものとする。また、不適正事項の改善内容については事業団が管理する「検査結果システム」をとおして県廃棄物政策課へ報告するとともに、事業団において整理保存を行うものとする。

効率化11条検査

効率化11条検査において検査結果が「不適正」と判定された場合は、検査結果書に事業団宛改善状況報告書を添付し通知するものとする。検査結果書の発送年月日から1ヶ月を過ぎても改善状況報告書が提出されない場合は、事業団から管轄環境森林事務所（センター）へ改善状況報告書未提出者について一覧で報告するものとする。また、改善状況報告の内容において特に問題があると事業団が判断したものについては、別途管轄環境森林事務所（センター）へその内容を報告するものとする。

なお、効率化11条検査において検査結果が「不適正」と判定された場合は、改善状況報告書の提出の有無に係らず、その翌年度に全項目検査を実施するものとする。

（個人情報の取扱い）

第４ 事業団は、管理保有する個人情報については、関係法令を遵守し厳正かつ適正に取扱うものとする。

（その他）

第５ この要領に規定のない事項については、事業団理事長がその都度関係者と協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

浄化槽法第7条検査 検査票

業者管理№
管理№

検査日 平成 年 月 日

検査員氏名

№

施設の概要

検査予定期間

		前回情報			今回（変更があった場合のみ記入）		
設置場所	住 所						
	氏名(名称)						
管 理 者	住 所						
	氏名(名称)						
設 置 者	住 所						
	氏名(名称)						
電話番号							
設置年月日			処理対象人員	人槽	メーカー		
使用開始日			処理目標水質	mg/ℓ以下	型式名		
管轄行政機関			種 類		計画流入汚水量	m³/日	
型式認定番号			補助金の区分	有 ・ 無	実流入汚水量	m³/日	
工事業者			処理方式				
前回情報		今回(変更情報)	医薬品等の服用の有無、その他の使用状況に係る特殊要件				
実使用人員	人	人	医薬品等の服用 有 ・ 無				
建築物用途			その他の特殊要件				
放 流 先							
前回検査結果(法第 条 H / /) 総合判定： 水質結果 B O D： mg/ℓ 前回検査員： 所見							

2. 水質検査 採水時刻： 水温

項 目	結 果	前 回	項 目	結 果	前 回
pH			透視度	度	度
汚泥沈殿率	%	%	残留塩素濃度	mg/ℓ	mg/ℓ
溶存酸素量	mg/ℓ	mg/ℓ	BOD（採水ビン№）		
			BOD測定値	mg/ℓ	

入金区分：
結果書送付先：
請求書送付先：

3. 書類検査 良：○ 可： 不可：×

項 目	結果	前回
点検記録の有無		
点検記録の内容		
点検回数		
清掃記録の有無		
清掃記録の内容		
清掃回数		

	今回	前回
保守点検業者名		
前回の保守点検	H 年 月 日 ・ 不明	――
点検回数	回 / 年	回 / 年
清掃業者名		
前回の清掃	H 年 月 日 ・ 不明	――
点検回数	回 / 年	回 / 年

外観検査

良・・・○　可・・・　不可・・・×

主要な設置状況		設備の稼働状況			
	1 水平の状況		29 ポンプ	56 原水槽の汚泥堆積・スカム生成	
	2 浮上または沈下の状況		30 送風機	57 流量調整槽の汚泥・スカム	
	3 破損または変形の状況		31 駆動装置	58 腐敗、沈分、嫌気の汚泥堆積・スカム	
	4 漏水の状況		32 ばっ気装置	59 ばっ気・接触ばっ気の汚泥・スカム	
	5 溢流の状況		33 攪拌装置	60 生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥・スカム	
	6 上部スラブの打設の有無		34 汚泥返送・汚泥移送装置	61 沈殿槽の汚泥堆積・スカム	
	7 嵩上げの状況		35 循環装置	62 消毒室槽の汚泥堆積・スカム	
	8 上部、周辺、構造の状況		36 逆洗装置及び洗浄装置	63 消泡P槽、水中ブロウ槽の汚泥・スカム	
	9 雨水の流入状況		37 膜モジュール	64 放流ポンプ槽の汚泥・スカム	
	10 土砂の流入状況		38 制御装置の稼働状況	65 汚泥処理設備の汚泥堆積・スカム生成	
	11 その他の特殊な排水の流入状況		39 調整装置の稼働状況	66 汚泥の流出状況	
	12 スクリーン設備		40 生物膜の状況	使用の状況	
	13 ポンプ設備		41 活性汚泥の状況		67 油脂類の流入状況
	14 接触材、ろ材等		42 その他の設備		68 処理対象以外の排水の流入状況
	15 ばっ気装置	水の流れ方の状況			69 異物の流入状況
	16 攪拌装置		43 流入管渠(路)の水流の状況		70 洗浄用水量等の使用状況
	17 循環装置		44 放流管渠(路)の水流の状況	悪臭の発生状況	
	18 逆洗装置及び洗浄装置		45 各単位装置間の水流の状況		71 悪臭の発生状況
	19 汚泥返送・汚泥移送装置		46 越流ぜきにおける越流状況		72 悪臭防止措置の実施状況
	20 膜モジュール		47 原水(放流)ポンプ	消毒の実施状況	
	21 消毒設備		48 流量調整槽の水位及び水流の状況		73 消毒剤の有無
	22 越流ぜき		49 嫌気ろ床槽の水位の状況		74 処理水と消毒剤の接触状況
	23 隔壁、仕切板及び移流管(口)		50 ばっ気室(槽)の水流の状況	か、はえ等の発生状況	
	24 その他の内部設備		51 接触ばっ気室(槽)の水位・水流		75 か、はえ等の発生状況
	25 設置場所の状況		52 生物ろ過槽、担体流動槽の水位・水流		
	26 流入・放流管渠の状況		53 平面酸化床、散水ろ床の水流		
	27 送風機の設置状況		54 沈殿室(槽)の水位及び水流の状況		
	28 増改築等の状況		55 その他の単位装置の水位・水流		

所 見

浄化槽法第7条検査結果書

平成 年 月 日

(財)群馬県環境検査事業団

理事長 高橋太郎

群馬県前橋市大手町3丁目9-16

平成 年 月 日に実施した法定検査の結果は以下のとおり 第 号

検査員氏名 (印)

浄化槽の概要

[浄化槽管理№:]

設置場所	名称					
	住所					
	TEL					
処理方式						
処理対象人員	人槽	建築物用途		設置年月日		
メーカー		工事業者名		使用開始年月日		
型式名		放流先		管轄行政機関		
型式認定番号		処理目標水質BOD	mg/L以下	計画流入汚水量	m ³ /日	
浄化槽の種類		実使用人員	人	実流入汚水量	m ³ /日	
保守点検業者				保守点検回数		
清掃業者						

水質検査結果

評価:良...○ 可... 不可...× 裏面水質検査結果における望ましい範囲の数値を参照

項目	測定値	評価	項目	測定値	評価
pH			BOD		
汚泥沈殿率			透視度		
溶存酸素量			塩化物イオン濃度		
残留塩素濃度					

外観検査結果

外観検査のチェック項目は裏面を参照

可と判断された項目	不可と判断された項目

書類検査結果

書類検査のチェック項目は裏面を参照

可と判断された項目	不可と判断された項目

総合判定

- ☐ イ. 適正
- ☐ ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい
- ☐ ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる

所見及び留意事項(改善すべき事項、今後注意しなければならない事項)

別記様式第 2（裏面）

1. 水質検査結果の望ましい範囲

検査項目		望ましい範囲	
pH	5.8～8.6		
溶存酸素量		単独浄化槽	0.3mg/L以上
		合併浄化槽	1.0mg/L以上
残留塩素濃度	検出されること		
BOD	処理目標水質以下であること	単独浄化槽	90mg/L以下
		合併浄化槽	60mg/L以下
			30mg/L以下
			20mg/L以下
透視度	生物化学的酸素要求量の 処理目標水質	90mg/L以下	7度以上
		60mg/L以下	10度以上
		30mg/L以下	15度以上
		20mg/L以下	20度以上
汚泥沈殿率	処理方式が活性汚泥法の 場合のみ対象	単独浄化槽	10%以上60%以下
		合併浄化槽	10%以上
用 語 の 意 味			
pH	水素イオン濃度指数のこと。溶液が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す指数で、pH 7を中性、これより数値が低い場合を酸性、高い場合をアルカリ性という。		
汚泥沈殿率	活性汚泥混合液を1%のメスシリンダーにとり、30分間静置後における沈殿汚泥の体積%をあらわす。		
溶存酸素量	水中に溶解している分子状の酸素の量をいい、酸素の溶ける量は、気圧、水温、塩分などに影響される。		
残留塩素濃度	塩素消毒した後の水中に含まれる塩素の濃度。		
BOD	生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。数値が高くなるほど有機物が多く、汚れが大きいことを示す。		
透視度	水の透明の程度を示すもので、試料の着色度合いや浮遊物の有無に左右され、試料が透明なほど透視度が高くなる。		

2. 水質検査結果の良・可・不可の評価（判断基準）

水質検査結果における良・可・不可の評価（判断基準）は法定検査判定ガイドラインに基づき、以下のとおりとなっています。

チェック項目		浄化槽のBOD処理性能	良	可	否
PH	単独処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
	合併処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
汚泥沈殿率	単独処理	—	10%以上60%以下	検出されるが、10%未満	検出されない
	合併処理	—	10%以上	検出されるが、10%未満	検出されない
溶存酸素量	単独処理	—	0.3mg/L以上	検出されるが、0.3/L未満	検出されない
	合併処理	—	1.0mg/L以上	検出されるが、1.0/L未満	検出されない
残留塩素濃度	単独処理	—	検出される	—	検出されない
	合併処理	—	検出される	—	検出されない
BOD	単独処理	—	90mg/L以下	90mg/L超120/L以下	120mg/L超
		60mg/L以下	60mg/L以下	60mg/L超80/L以下	80mg/L超
	合併処理	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L超40/L以下	40mg/L超
		20mg/L以下	20mg/L以下	20mg/L超30/L以下	30mg/L超
透視度	単独処理	—	7度以上	4度以上7度未満	4度未満
		60mg/L以下	10度以上	5度以上10度未満	5度未満
	合併処理	30mg/L以下	15度以上	12度以上15度未満	12度未満
		20mg/L以下	20度以上	15度以上20度未満	15度未満

3. 外観検査のチェック項目

（良・可・不可の3段階に評価し、可または不可と判断された項目が結果書の表面に記載されます。）

チェック項目	
1.水平の状況	39.調整装置の移動状況
2.浮上または沈下の状況	40.生物膜の状況
3.破損または変形の状況	41.活性汚泥の状況
4.漏水の状況	42.その他の設備の稼働状況
5.溢流の状況	43.流入管きょ(路)の水流の状況
6.上部スラブの打設の有無	44.放流管きょ(路)の水流の状況
7.嵩上げの状況	45.各単位装置間の水流の状況
8.浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	46.越流ぜきにおける越流状況
9.雨水の流入状況	47.原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況
10.土砂の流入状況	48.流量調整槽の水位及び水流の状況
11.その他の特殊な排水の流入状況	49.嫌気ろ床槽の水位の状況
12.スクリーン設備の固定状況	50.ばっ気槽の水位及び水流の状況
13.ポンプ設備の固定状況	51.接触ばっ気槽の水位及び水流の状況
14.接触材、ろ材等の固定状況	52.生物ろ過槽、担体流動槽の水位・水流の状況
15.ばっ気装置の固定状況	53.平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況
16.攪拌装置の固定状況	54.沈殿槽の水位及び水流の状況
17.循環装置の固定状況	55.その他の単位装置の水位及び水流の状況
18.逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	56.原水ポンプ槽の汚泥堆積・スカム生成状況
19.汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	57.流量調整槽の汚泥堆積・スカム生成状況
20.膜モジュールの固定状況	58.一次処理装置内の汚泥・スカム生成状況
21.消毒設備の固定状況	59.ばっ気槽、接触ばっ気槽の汚泥・スカム生成状況
22.越流ぜきの固定状況	60.生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥・スカム生成状況
23.隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	61.沈殿槽の汚泥堆積・スカム生成状況
24.その他の内部設備の固定状況	62.消毒槽の汚泥堆積・スカム生成状況
25.設置場所の状況	63.消泡ポンプ槽、水中ポンプ槽の汚泥・スカム生成状況
26.流入管きょ及び放流管きょの設置状況	64.放流ポンプ槽の汚泥堆積・スカム生成状況
27.送風機の設置状況	65.汚泥処理設備の汚泥堆積・スカム生成状況
28.増改築等の状況	66.汚泥の流出状況
29.ポンプの稼働状況	67.油脂類の流入状況
30.送風機の稼働状況	68.処理対象以外の排水の流入状況
31.駆動装置の稼働状況	69.異物の流入状況
32.ばっ気装置の稼働状況	70.洗浄用水等の使用の状況
33.攪拌装置の稼働状況	71.悪臭の発生状況
34.汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	72.悪臭防止措置の実施状況
35.循環装置の稼働状況	73.消毒剤の有無
36.逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	74.処理水と消毒剤の接触状況
37.膜モジュールの稼働状況	75.か、はえ等の発生状況
38.制御装置の稼働状況	

4. 書類検査のチェック項目

（良・可・不可の3段階に評価し、可または不可と判断された項目が結果書の表面に記載されます。）

チェック項目	
1.保守点検記録の有無	4.清掃記録の有無
2.保守点検記録の内容	5.清掃記録の内容
3.保守点検の回数	6.清掃の回数

浄化槽法第11条検査 検査票

業者管理№
管理№

検査日 平成 年 月 日

検査員氏名

№

施設の概要

検査予定期間

		前回情報			今回 (変更があった場合のみ記入)		
設置場所	住 所						
	氏名(名称) 電話番号						
管 理 者	住 所						
	氏名(名称) 電話番号						
設 置 者	住 所						
	氏名(名称) 電話番号						
設置年月日			処理対象人員	人槽	メーカー		
使用開始日			処理目標水質	mg/ℓ以下	型式名		
管轄行政機関			種 類		計画流入汚水量	m³/日	
型式認定番号			補助金の区分	有 ・ 無	実流入汚水量	m³/日	
工事業者			処理方式				
		前回情報	今回(変更情報)	医薬品等の服用の有無、その他の使用状況に係る特殊要件			
実使用人員	人	人	医薬品等の服用 有 ・ 無				
建築物用途			その他の特殊要件				
放 流 先							
前回検査結果(法第 条 H / /) 総合判定： 水質結果 B O D： mg/ℓ 前回検査員： 所見							

2. 水質検査 採水時刻： 水温

項 目	結 果	前 回	項 目	結 果	前 回
pH			透視度	度	度
汚泥沈殿率	%	%	残留塩素濃度	mg/ℓ	mg/ℓ
溶存酸素量	mg/ℓ	mg/ℓ	BOD (採水ビン№)		
			BOD測定値	mg/ℓ	

3. 書類検査 良：○ 可： 不可：×

入金区分：
結果書送付先：
請求書送付先：

項 目	結果	前回
点検記録の有無		
点検記録の内容		
点検回数		
清掃記録の有無		
清掃記録の内容		
清掃回数		

	今回	前回
保守点検業者名		
前回の保守点検	H 年 月 日 ・ 不明	――
点検回数	回 / 年	回 / 年
清掃業者名		
前回の清掃	H 年 月 日 ・ 不明	――
点検回数	回 / 年	回 / 年

外観検査

良・・・○　可・・・　不可・・・×

主要な設置状況		設備の稼働状況			
	1 水平の状況		29 ポンプ	56 原水槽の汚泥堆積・スカム生成	
	2 浮上または沈下の状況		30 送風機	57 流量調整槽の汚泥・スカム	
	3 破損または変形の状況		31 駆動装置	58 腐敗、沈分、嫌気の汚泥堆積・スカム	
	4 漏水の状況		32 ばっ気装置	59 ばっ気・接触ばっ気の汚泥・スカム	
	5 溢流の状況		33 攪拌装置	60 生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥・スカム	
	6 上部スラブの打設の有無		34 汚泥返送・汚泥移送装置	61 沈殿槽の汚泥堆積・スカム	
	7 嵩上げの状況		35 循環装置	62 消毒室槽の汚泥堆積・スカム	
	8 上部、周辺、構造の状況		36 逆洗装置及び洗浄装置	63 消泡P槽、水中ブロウ槽の汚泥・スカム	
	9 雨水の流入状況		37 膜モジュール	64 放流ポンプ槽の汚泥・スカム	
	10 土砂の流入状況		38 制御装置の稼働状況	65 汚泥処理設備の汚泥堆積・スカム生成	
	11 その他の特殊な排水の流入状況		39 調整装置の稼働状況	66 汚泥の流出状況	
	12 スクリーン設備		40 生物膜の状況	使用の状況	
	13 ポンプ設備		41 活性汚泥の状況	67 油脂類の流入状況	
	14 接触材、ろ材等		42 その他の設備	68 処理対象以外の排水の流入状況	
	15 ばっ気装置	水の流れ方の状況		69 異物の流入状況	
	16 攪拌装置		43 流入管渠(路)の水流の状況	70 洗浄用水量等の使用状況	
	17 循環装置		44 放流管渠(路)の水流の状況	悪臭の発生状況	
	18 逆洗装置及び洗浄装置		45 各単位装置間の水流の状況	71 悪臭の発生状況	
	19 汚泥返送・汚泥移送装置		46 越流ぜきにおける越流状況	72 悪臭防止措置の実施状況	
	20 膜モジュール		47 原水(放流)ポンプ	消毒の実施状況	
	21 消毒設備		48 流量調整槽の水位及び水流の状況	73 消毒剤の有無	
	22 越流ぜき		49 嫌気ろ床槽の水位の状況	74 処理水と消毒剤の接触状況	
	23 隔壁、仕切板及び移流管(口)		50 ばっ気室(槽)の水流の状況	か、はえ等の発生状況	
	24 その他の内部設備		51 接触ばっ気室(槽)の水位・水流		
	25 設置場所の状況		52 生物ろ過槽、担体流動槽の水位・水流		
	26 流入・放流管渠の状況		53 平面酸化床、散水ろ床の水流		
	27 送風機の設置状況		54 沈殿室(槽)の水位及び水流の状況		
	28 増改築等の状況		55 その他の単位装置の水位・水流		

所 見

浄化槽法第11条検査結果書

平成 年 月 日

(財)群馬県環境検査事業団

理事長 高橋 太郎

群馬県前橋市大手町3丁目9-16



平成 年 月 日に実施した法定検査の結果は以下のとおり 第 号

検査員氏名 (印)

浄化槽の概要

[浄化槽管理№ :]

設置場所	名称					
	住所					
	TEL					
処理方式						
処理対象人員	人槽	建築物用途		設置年月日		
メーカー		工事業者名		使用開始年月日		
型式名		放流先		管轄行政機関		
型式認定番号		処理目標水質BOD	mg /L以下	計画流入汚水量	m ³ / 日	
浄化槽の種類		実使用人員	人	実流入汚水量	m ³ / 日	
保守点検業者				保守点検回数		
清掃業者						

水質検査結果

評価:良...○ 可... 不可...× 裏面水質検査結果における望ましい範囲の数値を参照

項目	測定値	評価	項目	測定値	評価
pH			BOD		
溶存酸素量			透視度		
残留塩素濃度					

外観検査結果

外観検査のチェック項目は裏面を参照

可と判断された項目	不可と判断された項目

書類検査結果

書類検査のチェック項目は裏面を参照

可と判断された項目	不可と判断された項目

総合判定

- ☐ イ. 適正
- ☐ ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい
- ☐ ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる

所見及び留意事項(改善すべき事項、今後注意しなければならない事項)

別記様式第 4（裏面）

1. 水質検査結果の望ましい範囲

検査項目	望ましい範囲		
pH	5.8～8.6		
溶存酸素量		単独浄化槽	0.3mg/L以上
		合併浄化槽	1.0mg/L以上
残留塩素濃度	検出されること		
BOD	処理目標水質以下であること	単独浄化槽	90mg/L以下
		合併浄化槽	60mg/L以下
			30mg/L以下
			20mg/L以下

用 語 の 意 味	
pH	水素イオン濃度指数のこと。溶液が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す指数で、pH7を中性、これより数値が低い場合を酸性、高い場合をアルカリ性という。
溶存酸素量	水中に溶解している分子状の酸素の量をいい、酸素の溶ける量は、気圧、水温、塩分などに影響される。
残留塩素濃度	塩素消毒した後の水中に含まれる塩素の濃度。
BOD	生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。数値が高くなるほど有機物が多く、汚れが大きいことを示す。

2. 水質検査結果の良・可・不可の評価（判断基準）

水質検査結果における良・可・不可の評価（判断基準）は効率化 1 1 条検査判定ガイドラインに基づき、以下のとおりとなっています。

チェック項目		浄化槽のBOD処理性能	良	可	否
PH	単独処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
	合併処理	—	5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
溶存酸素量	単独処理	—	0.3mg/L以上	検出されるが、0.3/L未満	検出されない
	合併処理	—	1.0mg/L以上	検出されるが、1.0/L未満	検出されない
残留塩素濃度	単独処理	—	検出される	—	検出されない
	合併処理	—	検出される	—	検出されない
BOD	単独処理	—	90mg/L以下	90mg/L超120/L以下	120mg/L超
		60mg/L以下	60mg/L以下	60mg/L超80/L以下	80mg/L超
	合併処理	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L超40/L以下	40mg/L超
		20mg/L以下	20mg/L以下	20mg/L超30/L以下	30mg/L超

3. 外観検査のチェック項目

（良・可・不可の 3 段階に評価し、可または不可と判断された項目が結果書の表面に記載されます。）

チェック項目	
1. 水平の状況	39. 調整装置の稼働状況
2. 浮上または沈下の状況	40. 生物膜の状況
3. 破損または変形の状況	41. 活性汚泥の状況
4. 漏水の状況	42. その他の設備の稼働状況
5. 溢流の状況	43. 流入管きょ(路)の水流の状況
6. 上部スラブの打設の有無	44. 放流管きょ(路)の水流の状況
7. 嵩上げの状況	45. 各単位装置間の水流の状況
8. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	46. 越流ぜきにおける越流状況
9. 雨水の流入状況	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況
10. 土砂の流入状況	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況
11. その他の特殊な排水の流入状況	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況
12. スクリーン設備の固定状況	50. ばっ気槽の水位及び水流の状況
13. ポンプ設備の固定状況	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況
14. 接触材、ろ材等の固定状況	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位・水流の状況
15. ばっ気装置の固定状況	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況
16. 攪拌装置の固定状況	54. 沈殿槽の水位及び水流の状況
17. 循環装置の固定状況	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況
18. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	56. 原水ポンプ槽の汚泥堆積・スカム生成状況
19. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	57. 流量調整槽の汚泥堆積・スカム生成状況
20. 膜モジュールの固定状況	58. 一次処理装置内の汚泥・スカム生成状況
21. 消毒設備の固定状況	59. ばっ気槽、接触ばっ気槽の汚泥・スカム生成状況
22. 越流ぜきの固定状況	60. 生物ろ過槽、担体流動槽の汚泥・スカム生成状況
23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	61. 沈殿槽の汚泥堆積・スカム生成状況
24. その他の内部設備の固定状況	62. 消毒槽の汚泥堆積・スカム生成状況
25. 設置場所の状況	63. 消泡ポンプ槽、水中ポンプ槽の汚泥・スカム生成状況
26. 流入管きょ及び放流管きょの設置状況	64. 放流ポンプ槽の汚泥堆積・スカム生成状況
27. 送風機の設置状況	65. 汚泥処理設備の汚泥堆積・スカム生成状況
28. 増改築等の状況	66. 汚泥の流出状況
29. ポンプの稼働状況	67. 油脂類の流入状況
30. 送風機の稼働状況	68. 処理対象以外の排水の流入状況
31. 駆動装置の稼働状況	69. 異物の流入状況
32. ばっ気装置の稼働状況	70. 洗浄用水等の使用の状況
33. 攪拌装置の稼働状況	71. 悪臭の発生状況
34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	72. 悪臭防止措置の実施状況
35. 循環装置の稼働状況	73. 消毒剤の有無
36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	74. 処理水と消毒剤の接触状況
37. 膜モジュールの稼働状況	75. か、はえ等の発生状況
38. 制御装置の稼働状況	

4. 書類検査のチェック項目

（良・可・不可の 3 段階に評価し、可または不可と判断された項目が結果書の表面に記載されます。）

チェック項目	
1.保守点検記録の有無	4.清掃記録の有無
2.保守点検記録の内容	5.清掃記録の内容
3.保守点検の回数	6.清掃の回数

3. 特記事項

採 水 等 業 務 の 手 引

心 得

指定採水員は、現場での試料採水等業務にあたり、次のことを遵守して業務を行うこと。

- 一 現場では細心の注意を払い誠実に業務を行うとともに、できるだけ管理者立会いのもと実施する。
- 二 浄化槽管理者（以下「管理者」という。）に対して、事前説明、事後報告を必ず実施すること。
- 三 現場において、不測の事態がおこった場合には、速やかに事業団に連絡すること。
- 四 作業終了後は、周囲（マンホール等）の事後確認と清掃を実施する。

試料採水等業務の手順

1．試料採水等の時期

- 一 清掃後 1 ヶ月間と清掃時期に達している場合を除く時期に行うものとする。また、停電、ブロワーの停止、自然災害（台風・水害・地震）などの通常の使用状態でない時期の直後も除くものとする。
- 二 指定採水員が浄化槽管理士として当該浄化槽の保守点検の委託を受けている場合は、業務全般の効率を期するため、定期点検業務と同時に試料採水等業務を実施することを妨げない。

2．基礎情報の把握

- 一 実使用人員、建物用途、放流先、医薬品の服用等の特殊な使用条件の有無等、浄化槽法第 11 条検査検査票（指定採水員用）の記載内容に変更がある場合は、その変更内容を記載する。
- 二 検査票に記載されている前回の法定検査結果の確認を行う。

3．検査用試料の採水

沈殿槽（室）流出水あるいは消毒槽（室）等に入る直前の処理水を試料として、所定の容器に採取するものとし、原則として消毒薬と接触後の処理水を試料としてはならない。また、保守点検業務と同時に行う場合は、汚泥等の試料への混入を防ぐため保守点検作業開始前に行うこと。その他具体的な採水方法は次によるものとする。

- 一 可能な限り容器に直接採取する。この場合、容器を試料で 2 ～ 3 回共洗いしてから採取する。
- 二 容器に直接採取できない場合は、ひしゃく、バケツ、スポイト式などの採水器を用いる。この場合も、容器を試料で 2 ～ 3 回共洗いしてから採取する。
- 三 必ず流水時に採取する。放流水の流出が認められない時には、流入管渠途中のますから一定量の水道水等を流入させるか、あるいは流入ポンプ槽、流量調整槽等のポンプを稼働させ、処理水を流出させる。管理者在宅の場合は、トイレの洗浄水等を一回流してもらう方法が容易である。
- 四 試料を採取する時には、越流せきの手前で行うが、小型の浄化槽では、越流せきとスカムパッフルとの間隔が狭い場合もあり、スカムまたは壁面付着汚泥等を混入しないように注意する。
- 五 沈殿槽（室）流出水の採取が困難な場合には、消毒槽（室）から採取してもよい。ただし、この場合、消毒剤の薬筒を引き上げた後に数回洗浄水を流し、消毒槽（室）流出水中に残留塩素が検出されないことを確認した後、採取する。

（下線部の読み替え：平面酸化型等の場合が考えられるが、消毒剤の薬筒を引き上げた後数回トイレから洗浄水を流してもらう等を行い、試料に残留塩素が検出されないよう留意して採取する。やむを得ず消毒後の処理水を採取した場合は、「消毒後を採取」に✓を入れること。）

- 六 流量の急激な変動、休止状態からの採水開始直後の水には、沈殿物、スカムなどが押し出される可能性があるので注意する。

- 七 試料の必要量は 1 ～ 2 L 程度とし、試料の攪拌を考え、試料容器の上部には少量の空間を残すようにする。

（下線部の読み替え：試料は計量証明事業所から提供される容器に採取する。提供される容器は最小で 200 mL 程度となる。すなわち試料の必要量は 200 mL 程度以上とし、試料の攪拌を考え、試料容器の上部には少量の空間を残すようにする。）

- 八 試料番号（採水びん番号）を検査票の所定欄に記入する。

4．試料の搬送・保存

- 一 採取後の試料についてはクーラーなどに入れて氷詰めにして搬送する。この時、氷からの試料への汚染を防ぐため、試料容器は確実に密栓する。

- 二 試料は 0 ～ 5 の温度範囲で保存する。

（下線部の読み替え：採取後の試料についてはクーラーなどに入れて氷詰めまたは保冷剤等で 10 以下にして搬送及び保存する。この時、氷からの試料への汚染を防ぐため、試料容器は確実に密栓する。）

5．残留塩素濃度の測定

- 一 消毒槽（室）の出口における放流水を採取し、ただちに試験を行い、測定結果を検査票の所定欄に記入する。
- 二 測定には DPD 法を用いる。

6．外観検査

外観検査は各項目について目視で確認し、その状態を別表に示す判断方法により「良」・「可」・「不可」に判別し、検査票の所定欄に記入する。

秘密の保持

指定採水員は、試料採水等業務の遂行にあたっては、浄化槽管理者等のプライバシーの保護に努め、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。指定採水員の指定を解かれた後も、同様とする。

浄化槽法第11条検査結果書

平成 年 月 日

(財)群馬県環境検査事業団

理事長 高橋 太郎

群馬県前橋市大手町3丁目9-16



総合判定

- ☐ イ. 適正
- ☐ ロ. おおむね適正であるが、一部改善することが望ましい
- ☐ ハ. 不適正であり、改善を要すると認められる

所見及び留意事項（改善すべき事項、今後注意しなければならない事項）

平成 年 月 日に実施した法定検査の結果は以下のとおり 第 号

検査員氏名 (印)

浄化槽の概要

[浄化槽管理№：]

設置場所	名称					
	住所					
	TEL					
処理方式						
処理対象人員	人槽	建築物用途		設置年月日		
メーカー		工事業者名		使用開始年月日		
型式名		放流先		管轄行政機関		
型式認定番号		処理目標水質BOD	mg /L以下	計画流入汚水量	m ³ /日	
浄化槽の種類		実使用人員	人	実流入汚水量	m ³ /日	
保守点検業者				保守点検回数		
清掃業者						

水質検査結果

評価:良...○ 可... 不可...× 裏面水質検査結果における望ましい範囲の数値を参照

項目	測定値	評価	項目	測定値	評価
B O D			残留塩素濃度		

外観検査結果

外観検査のチェック項目は裏面を参照

可と判断された項目	不可と判断された項目

書類検査結果

書類検査のチェック項目は裏面を参照

可と判断された項目	不可と判断された項目

別記様式第 6（裏面）

1. 水質検査結果の望ましい範囲

検 査 項 目	望 ま し い 範 囲		
BOD ¹	処理目標水質 ² 以下であること	単独処理浄化槽	90mg/l 以下
		合併処理浄化槽	60mg/l 以下
			30mg/l 以下
			20mg/l 以下
残留塩素濃度	検出されること ³		

- 1 BOD（生物化学的酸素要求量）とは水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量です。 数値が高くなるほど有機物が多く、汚れが大きいことを示します。
- 2 単独処理浄化槽は 90mg/l 以下、合併処理浄化槽は浄化槽毎に設定値が異なりますので、浄化槽の概要の「処理目標水質」覧をご参照下さい。
- 3「検出されること」とは、定められた測定方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいいます。

2. 水質検査結果の良・可・不可の評価（判断基準）

水質検査結果における良・可・不可の評価（判断基準）は効率化 1 1 条検査判定ガイドラインに基づき、以下のとおりとなっています。

検査項目	処理目標水質	良	可	不可
BOD	90mg/l 以下	90mg/l 以下	90 超～120mg/l 以下	120mg/l 超
	60mg/l 以下	60mg/l 以下	60 超～80mg/l 以下	80mg/l 超
	30mg/l 以下	30mg/l 以下	30 超～40mg/l 以下	40mg/l 超
	20mg/l 以下	20mg/l 以下	20 超～30mg/l 以下	30mg/l 超
残留塩素濃度		検出される	—	検出されない

3. 外観検査のチェック項目

（良・可・不可の 3 段階に評価し、可または不可と判断された項目が結果書の表面に記載されます。）

チェック項目
1.沈殿槽におけるスカムの発生状況
2.薬剤筒内の塩素剤の充填量と、処理水と塩素剤の接触状況
3.消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況
4.ばっ気装置の稼働状況
5.好気性生物処理装置内液の外観
6.流量調整タイプの場合、流量調整装置の稼働状況
7.循環タイプの場合、循環装置の稼働状況

4. 書類検査のチェック項目

（良・可・不可の 3 段階に評価し、可または不可と判断された項目が結果書の表面に記載されます。）

チェック項目
1.保守点検記録の有無
2.保守点検記録の内容
3.保守点検の回数
4.清掃記録の有無
5.清掃記録の内容
6.清掃の回数

5. 浄化槽法では、浄化槽法施行規則第 1 章第 1 条において、以下のとおり使用に関する準則を定めています。

— 使用に関する準則 —
1. し尿を洗い流す水は、適正量とすること。
2. 殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって、浄化槽の機能を妨げるものは、流入させないこと。
3. 単独処理浄化槽にあっては雑排水を流入させないこと。
4. 合併処理浄化槽にあっては、工場廃水、雨水その他特殊な排水を流入させないこと。
5. 電気設備を有する浄化槽にあって、電源を切らないこと。
6. 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。
7. 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。
8. 通気装置の開口部をふさがないこと。
9. 浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

指定検査機関名 財団法人群馬県環境検査事業団
代 表 者 名 理事長 高橋太郎
所 在 地 〒371-0026
群馬県前橋市大手町 3 丁目 9 の 16
TEL 027 - 237 - 5111
FAX 027 - 237 - 5259

なお、検査結果の内容に対するお問合せは下記へお願いいたします。

財団法人群馬県環境検査事業団 事業部検査課
TEL 027 - 237 - 5111 FAX 027 - 237 - 5259



7 条検査



1 1 条検査（全項目）



1 1 条検査（効率化）

浄化槽法定検査実施報告書

群馬県知事指定検査機関
財団法人 群馬県環境検査事業団
前橋市大手町 3 丁目 9 の 16 番地
電 話 027-237-5111 FAX 027-237-5259

本日、下記のとおり浄化槽法に基づく浄化槽の法定検査を実施しましたのでご報告致します。

検 査 名	(1) 法第 7 条検査 (2) 法第 11 条検査
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
浄化槽の管理者名 又は施設の名称	
浄化槽の設置場所	
浄化槽の方式・規模	単独処理 ・ 合併処理 人槽
検 査 員 名	印
検 査 結 果	後日、検査結果書を送付いたします。

検査結果についてのご相談や浄化槽の正しい使用方法等については、当事業団又は設置場所を管轄する環境森林事務所(センター)までお問合せ下さい。

なお、検査結果が「不適正」と判定された場合は、すみやかに改善等の処置を講じて、その内容を環境森林事務所(センター)へ報告してください。

浄化槽を正しく使って身近な水路や河川等の汚濁をなくようご協力ください。

浄化槽法第 11 条検査に係る採水等実施報告書

群馬県知事指定検査機関
財団法人 群馬県環境検査事業団
前橋市大手町 3 丁目 9 の 16 番地
電 話 027-237-5111 FAX 027-237-5259

本日、浄化槽法第 11 条¹に定める定期検査に係る浄化槽からの放流水採取及び外観検査を実施いたしました。

採水等実施年月日	平成 年 月 日
採水等の実施者	指定採水員 ² の氏名
	所属
対象浄化槽	単 ・ 合 人槽 基

採取した水と維持管理記録は、財団法人群馬県環境検査事業団へ送付され、水質検査（BOD 検査³）および書類検査が行われます。

検査結果書は後日当事業団より交付されます。なお、検査結果が「不適正」と判定された場合は、保守点検業者に相談の上、すみやかに改善等の措置を講じるとともに、改善内容を文書で当事業団へ送付してください。

保守点検及び清掃の記録は 3 年間の保管義務がありますので大切に保管してください。浄化槽を正しく使ってきれいな河川環境を守りましょう。

- 1 浄化槽法第 11 条...浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。
- 2 指定採水員...県の指導のもとに県指定講習会実施機関が実施する指定採水員指定講習会を受講した浄化槽管理士で、県に登録された浄化槽保守点検業者に所属する者。
- 3 BOD(生物化学的酸素要求量)...水中の有機物による汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。数値が高くなるほど有機物が多く、汚れが大きいことを示す。